

政策会議付議事案書 (令和3年2月9日)

提案課名 スポーツ推進課

報告者名 北口 慶太

<p>事案名</p>	<p>はだの丹沢クライミングパークにおける指定管理者制度の導入について</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>はだの丹沢クライミングパークについて、隣接する県立山岳スポーツセンターと一体的な管理運営体制とし、スポーツクライミング3施設（ボルダリング、リード、スピード）の効率的・効果的な利活用を図るため、指定管理者制度の導入に向けた取組を進めるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和2年3月 地方創生拠点整備交付金を活用した縣市連携事業として、県立山岳スポーツセンターのリード施設の改修、スピード施設の整備とともに本市が、ボルダリング施設として「はだの丹沢クライミングパーク」を整備し、スポーツクライミング競技の「リード」、「スピード」、「ボルダリング」の3種目が揃う国内有数の拠点が完成</p> <p>〃 4月～ はだの丹沢クライミングパークの管理運営業務を県立山岳スポーツセンター及び県立秦野戸川公園の指定管理者である「公益財団法人神奈川県公園協会」に委託</p> <p>〃 6月～ はだの丹沢クライミングパークの供用開始 指定管理者制度の導入に向けた神奈川県(スポーツ局)との検討・調整</p> <p>【検討・調整結果】</p> <p>はだの丹沢クライミングパーク及び県立山岳スポーツセンターについては、両施設が隣接する立地特性を生かし、管理上の効率性の向上を図ることはもとより、令和3年度の新東名高速道路(仮称)秦野SAスマートICの開通による利用者の増加を見据えたさらなる利便性、サービスの向上を図る必要がある。</p> <p>さらには、スポーツクライミング3施設が揃う県内唯一の拠点である特性を生かして、県内における登山・スポーツクライミング人口の拡大、競技者や指導者の育成、レクリエーションの場としての提供など、県と市のクライミング施設の一体的な利活用を図る必要がある。</p> <p>こうした神奈川県と本市の共通認識の下、共に指定管理者には、登山やクライミングの専門的知識や、施設運営のノウハウ等を求める必要があることから、県と市の垣根なくし、両施設の特性が最大限に発揮される一括体制の構築が急務である。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県指定管理期間が更新される令和4年度から、はだの丹沢クライミングパークの指定管理者に県立山岳スポーツセンター及び県立秦野戸川公園の指定管理者を指定し、一体的な管理運営体制とすること。 2 本市が策定する指定管理者選定基準において、県立山岳スポーツセンターと協働したスポーツクライミングの利用促進の取組みや自主事業の内容、3つのクライミング施設を活用した地域経済活性化に繋がる取組み等を評価項目の評価の視点に定めること。 3 指定管理期間を県立施設と同じ令和4年度から令和8年度までの5年間とすること。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県スケジュール <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年4月 次期指定管理者の募集を開始 (2) " 7月 次期指定管理者候補を選定 (3) " 9月 第3回県議会定例会に次期指定管理者の指定議案を提出 2 本市のスケジュール <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年3月～ 指定管理者選定基準案の作成 (2) " 7月 スポーツ推進審議会指定管理者選定基準を検討 (3) " 9月 指定管理候補者から提案書を受理、確認 (4) " 10月 秦野市スポーツ推進審議会に指定管理候補者の選定に係る 諮問・答申 (5) " 12月 令和3年12月第4回定例会に指定管理者指定議案を提出 (6) 令和4年3月 指定管理者との基本協定書・年度協定書の締結 (7) " 4月 指定管理者による管理運営開始

はだの丹沢クライミングパークにおける指定管理者制度の導入について

令和 3 年 2 月 9 日
スポーツ推進課作成

1 指定管理者の考え方

スポーツクライミング施設について、神奈川県が管理する県立山岳スポーツセンターの「リード施設」及び「スピード施設」と、本市が管理するはだの丹沢クライミングパークの「ボルダリング施設」を一体的に運用し、より効果的なクライミングの普及促進を図るため、神奈川県が指定管理期間が更新される令和 4 年度から、はだの丹沢クライミングパークの指定管理者に県立秦野戸川公園及び県立山岳スポーツセンターの指定管理者を指定し、県立施設との一体的な管理運営を行うもの。

2 神奈川県の対応

県立山岳スポーツセンター（県スポーツ局所管）が県立秦野戸川公園（県県土整備局所管）内にあることから、指定管理者の募集に当たっては、県立山岳スポーツセンターと県立秦野戸川公園を一括して募集することとしている。

3 本市の対応

神奈川県と協議を行い、次の方針の基に手続きを進める。

- (1) 指定管理者の指定自体は、行政処分として独立していることから、別々に行うこと。
- (2) 公募をはじめ、主たる選考手続きは神奈川県が行い、本市は非公募の上、神奈川県が指定した事業者を指定すること。
- (3) 指定管理期間を県立施設と同じ 5 年とすること。
- (4) 県立山岳スポーツセンターとはだの丹沢クライミングパークが連携した取組みを推進するため、神奈川県と本市がそれぞれ策定する指定管理者選定基準における「評価項目」の「評価の視点」に次の事項を定めること。

【神奈川県を選定基準案】

評価項目	評価の視点
利用促進の取組	秦野市のはだの丹沢クライミングパークと協働したスポーツクライミングの利用促進（普及啓発等）の取組や自主事業の内容
地域との連携体制、取組	秦野市のはだの丹沢クライミングパークと協働し、3つのクライミング施設を活用した地域経済活性化に繋がる取組（イベント、教室、講習会等）

※本市が作成する選定基準にも同様の記載をする予定。

- (4) 神奈川県指定状況に応じ、市内部の手続きや、スポーツ推進審議会の意見を聴き、併せて契約の手続きについても、神奈川県と齟齬が生じないように、調整しながら進める。
- (5) 神奈川県、本市、神奈川県山岳連盟及び指定管理者の4者会議を設け、管理運営開始後も定期的な調整の場を設ける。

4 今後のスケジュール

別紙資料2のとおり

はだの丹沢クライミングパークに係る指定管理者制度の導入スケジュール

令和3年2月9日

年度	令和2年度						令和3年度												令和4年度	備考
	令和2年 10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	
主な手続き																				
庁議					政策会議(指定管理制度の導入について)									政策会議(指定管理者の指定について)						
準備事務						指定管理者選定基準の作成							指定管理候補者から提案書を受理・確認				契約内容の調整	基本協定・年度協定の締結	指定管理による管理運営開始	
スポーツ推進 審議会										指定管理者選定基準の検討				指定管理候補者の選定に係る諮問・答申						
市議会																			指定管理者の指定議案提出	
神奈川県 のスケジュール	外部評価委員会に選定基準(案)の意見聴取						指定管理者の募集開始			外部評価委員会及び施設所管課による候補者の評価								基本協定・年度協定の締結		
										次期指定管理者候補の選定(行政改革推進本部会議)										
																			県議会に指定管理者の指定議案提出	

政策会議付議事案書 (令和3年2月9日)

提案課名 スポーツ推進課

報告者名 北口 慶太

<p>事案名</p>	<p>湘南ベルマーレ等との包括連携協定の締結について</p>	<p>④ 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市では、平成12年7月25日にJリーグプロチームの湘南ベルマーレのホームタウンを宣言し、これまで相互に様々な協力を行ってきましたが、現在策定を進めている第2期秦野市スポーツ推進計画に基づき、さらなる連携を深めるため、総合型地域スポーツクラブであるNPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ及び秦野市スポーツ協会とともに、スポーツを通じて元気で健康な地域を創出するための包括連携協定を締結するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成12年7月～ ホームタウンとして、湘南ベルマーレと連携した様々な取組みを実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【これまでの主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はだのチャレンジデー「園児とサッカーチャレンジ」の実施 ・湘南ベルマーレフットサル公式戦の開催 ・秦野市民デー応援バスツアーの実施等 </div> <p>令和2年12月25日 庁内関係課による打ち合わせ 令和3年 1月27日 //</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>株式会社湘南ベルマーレ、NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ、公益財団秦野市スポーツ協会及び本市の4者で、「スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定」を締結すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年4月 スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定の締結 // 4月～ 包括連携協定に基づく取組みの協議、検討</p>	

スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定書（案）

株式会社湘南ベルマーレ、NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ、公益財団法人秦野市スポーツ協会及び秦野市（以下「協定関係4者」という。）は、スポーツによる元気で健康な地域づくりを推進するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定関係4者が緊密に連携することにより、スポーツを通じて元気で健康な地域を創出していくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 協定関係4者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 参加型スポーツの推進に関する事。
- (2) プロスポーツ観戦機会の充実に関する事。
- (3) 市民の健康に関する事。
- (4) 子どもの体力向上や健全育成に関する事。
- (5) 新たな人の流れの創出に関する事。
- (6) 福祉や行政施策のPRに関する事。
- (7) その他地域の活性化に関する事。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、事業の実施主体及び連携・協力主体の組み合わせは当事者間で適宜調整するとともに、当事者間での協議を行うものとする。

（事業の広報）

第3条 協定関係4者は、前条に基づく事業の実施に当たり、それぞれの広報媒体等を通じて積極的に広報するものとする。

（協定の有効期間及び内容変更）

第4条 本協定は、協定関係4者の代表者が署名した日から発行し、有効期間の定めを設けないこととする。ただし、本協定からの脱退を希望する場合は、脱退を予定する日の1か月前までに、協定関係4者のうち当該団体を除くすべての相手方に対し、書面をもって通知することにより、本協定から脱退することができるものとする。

2 協定関係4者のうち、いずれかの者から協定内容変更の申し出があったと

きは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、協定関係4者で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、協定関係4者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

株式会社湘南ベルマーレ

NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ

公益財団法人秦野市スポーツ協会

秦野市

スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定書に基づく 今後の展開について

湘南ベルマーレは、本市を含む20市町のホームタウンとして、平成12年7月25日の「ホームタウン宣言」では、「湘南ベルマーレは貴市と共にスポーツ振興活動に努めスポーツがもっと気軽に楽しめる街づくりを推進することをここに宣言します」としています。

以来、お互いに様々な協力をしてきましたが、今後、秦野市スポーツ協会も含めて定期的な連携協議の場を設け、さらなる連携の可能性を協議していくものです。

なお、包括連携協定に基づく主な連携事項の想定事例としては、次のとおりです。

1 包括連携協定に基づく主な連携事項

(1) 参加型スポーツの推進に関すること。

- ア 市民の健康づくりのため、ベルマーレ監修のランニング、ウォーキング、サイクリングガイドの制作などの検討
- イ 子どもから大人、高齢者まで、あらゆる世代が参加できるスポーツイベントの提案、実施、協力等
- ウ 運動実施率の低い「ビジネスパーソン」、「子育て世代」が気軽に取り組める運動プログラムの作成や情報提供などの検討
- エ ベルマーレの活動拠点の確保に向けた支援などの検討

(2) プロスポーツ観戦機会の充実に関すること。

秦野市民デーの充実のほか、様々なスポーツの観戦機会の充実を検討

(3) 市民の健康に関すること。

スポーツと健康づくりなどをテーマとした市民向けのイベントやシンポジウムの開催の検討

(4) 子どもの体力向上や健全育成に関すること。

- ア 秦野の未来を担う子どもたちの体力向上と、夢や感動を共有してもらうため、多くの小・中学校、幼稚園、こども園等を訪問し、サッカーやランニングなどの指導を行うことの検討
- イ ベルマーレが持つトップ選手から子どもまでの幅広い世代での指導経

- 験や知見を基に、教員や少年スポーツの指導者に対して競技指導の講習会や交流会を開催するなどの検討
- ウ 管理栄養士による保護者、教員、指導者向けの栄養指導、研修などを行い、発育発達期における食事の大切さを認識する機会を設けることの検討
- エ ベルマーレと小学校・中学校給食のコラボレーションを行い、選手を身近に感じる機会を創出することの検討

(5) 新たな人の流れの創出・まちづくりに関すること。

- ア 観戦型・参加型の両側面から、市民参加型イベントやパブリックビューイング等による施設活用を含めた新たなまちの活性化につながる取り組みの検討
- イ 参加型スポーツを通じた、秦野市と市外エリアの結びつきの強化や誘客に取り組むことの検討

(6) 福祉や行政施策のPRに関すること。

- ア 福祉施設への選手訪問等による共生社会の認知度向上につながる取り組みなどの検討
- イ 選手、チーム肖像等の活用により、各行政施策へのPRへの協力などの検討
- ウ 観光、ふるさと納税をはじめ、本市の対外的なPRへの協力などの検討

(7) その他地域の活性化に関すること。

- 空き家の活用による選手、関係者の宿舎の確保等の検討

2 今後の進め方

包括連携協定の締結時期については、本年4月を目途とし、庁内関係各課と連携事項の検討を進めます。

また、湘南ベルマーレ、NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ、秦野市スポーツ協会と連携事項の実現可能性について協議します。

さらに、ベルマーレの活動拠点の確保に向けた支援などの検討においては、公民連携手法による拠点施設整備も視野に入れ、庁内の専門部署による横断的な取り組みとして検討を進めます。

政策会議付議事案書 (令和3年2月9日)

提案課名 高齢介護課

報告者名 渋谷 寛

事案名	秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する 条例等の一部を改正することについて	資料 有 無
目的・必要性	介護サービス事業者における高齢者虐待防止や介護保険等関連情報の活用等を推進するため、国が行う指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。	
経過・検討結果	令和3年1月25日 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の交付	
決定等を要する事項	各条例の一部を次のとおり改正すること。 【関係条例】 1 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例 2 秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例 3 秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例 4 秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例 【改正内容】 介護サービス事業者が遵守すべき一般原則及び基本方針について、利用者の人権擁護、介護保険等関連情報の活用などの責務を追加すること。 1 介護サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じること。 2 介護サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。	
今後の取扱い	令和3年2月下旬 令和3年秦野市議会第1回定例会に議案提出 " 4月1日 条例施行	

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
等の一部を改正することについて

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を
別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

厚生労働省令で定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に
関する基準」等の一部改正に伴い、介護サービス事業者が遵守すべき一般原則
及び基本方針について、利用者の人権擁護、介護保険等関連情報の活用などの
責務を追加するため、改正するものであります。

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
等の一部を改正する条例

(秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成24年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
(秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例（平成24年秦野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例の一部改正)

第3条 秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例（平成27年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、

必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例の一部改正)

第4条 秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例（平成30年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部改正</p>	
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部改正</p>	
<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例の一部改正

(指定介護予防支援の事業の基本方針)

第3条 (略)

2-4 (略)

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(指定介護予防支援の事業の基本方針)

第3条 (略)

2-4 (略)

秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例の一部改正

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第3条 (略)

2-4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第3条 (略)

2-4 (略)

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
等の一部を改正することについて

1 介護サービス事業者が遵守すべき一般原則及び基本方針の改正に係る内容
について

(1) 高齢者虐待防止の推進

介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備及び研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。

(2) 介護保険等関連情報等の収集・活用とPDCAサイクルの推進

介護サービス事業者において、要介護認定情報、通所・訪問リハビリ情報及び高齢者の状態やケアの内容等の情報を活用した計画の作成や、事業所単位でのPDCAサイクルの推進とケアの質の向上に努めること。

2 施行日

令和3年4月1日

事務連絡
令和3年1月25日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
総務課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る答申等を得られたところです。

本日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が別添のとおり公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、令和3年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

政策会議付議事案書 (令和3年2月9日)

提案課名 建築指導課

報告者名 下田 豊明

<p>事案名</p>	<p>本市を被告とする訴訟の対応について</p>	<p>資料 有</p>															
<p>目的・必要性</p>	<p>本市を被告として、秦野市並木町187番9の通路状の土地（以下「本件通路」という。）について、建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路（以下「2項道路」という。）であることの確認を求める訴訟が、平成30年7月21日付で提起され、本市は応訴しています。</p> <p>令和3年2月17日に、第一審判決がありますが、本市が敗訴した場合、承服することはできないため、控訴するものです。</p>																
<p>経過・検討結果</p>	<p>(経過)</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>平成30年 7月21日</td> <td>訴訟提起（本市への訴状到達は9月3日）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>〃 10月17日</td> <td>第1回口頭弁論（横浜地方裁判所）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和 2年12月 7日</td> <td>第4回口頭弁論にて弁論終結</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和 3年 2月17日</td> <td>第一審判決</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>〃 3月 3日</td> <td>控訴期限（本市が敗訴の場合）</td> </tr> </table> <p>(検討結果)</p> <p>本市の法律顧問事務所を交え協議した結果、本市が敗訴した場合、その判決は、事実誤認または解釈の誤りによるものと考えられ、また、敗訴が確定すると、本件通路の周囲の土地利用にも不利益が生じることとなることから、判決を不服として控訴するものです。</p>		1	平成30年 7月21日	訴訟提起（本市への訴状到達は9月3日）	2	〃 10月17日	第1回口頭弁論（横浜地方裁判所）	3	令和 2年12月 7日	第4回口頭弁論にて弁論終結	4	令和 3年 2月17日	第一審判決	5	〃 3月 3日	控訴期限（本市が敗訴の場合）
1	平成30年 7月21日	訴訟提起（本市への訴状到達は9月3日）															
2	〃 10月17日	第1回口頭弁論（横浜地方裁判所）															
3	令和 2年12月 7日	第4回口頭弁論にて弁論終結															
4	令和 3年 2月17日	第一審判決															
5	〃 3月 3日	控訴期限（本市が敗訴の場合）															
<p>決定等を要する事項</p>	<p>本市が敗訴した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第一審判決に対し、控訴を提起すること 2 控訴を提起するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を必要とするため、令和3年3月秦野市議会第1回定例会に議案を上程すること。 																

今後の
取扱い

令和3年2月17日 第一審判決

1 本市が勝訴し判決が確定した場合（原告の控訴なし）

- ・議員各位に情報提供

2 本市が勝訴し原告が控訴した場合

- ・控訴状が本市に到達し次第、応訴することを決定し、答弁書提出

- ・議員各位に情報提供

3 本市が敗訴し控訴する場合

- ・令和3年2月19日 議案発送（当初議案として）

- ・ // 2月26日（議会開会日） 提案説明、議案審議（即決）

- ・ // 3月1日 控訴状提出

- ・ // 3月3日 控訴期限